

日本生態学会 上関原子力発電所予定地 要望書アフターケア委員会の活動

作成 野間直彦(滋賀県立大)・安溪貴子(山口大)・加藤真(京大)・
長島の自然を守る会・安溪遊地(山口県立大)



上関原子力発電所計画

中国電力が計画

現在：
開発のための「詳細調査」中

しかし・・・
予定地は貴重な自然が残る
アセスメントへの批判
漁業権・入会権などをめぐる
いくつもの裁判
反対運動



極めて稀な生態系



ヤシマイシン近似種：
生きた化石、新種



ナメクジウオ：
瀬戸内でも健全な
生息地わずか



カサシャミセン：
70年ぶり再発見

スナメリ(小さなクジラ)：瀬戸内でも唯一、減少していない生息海域

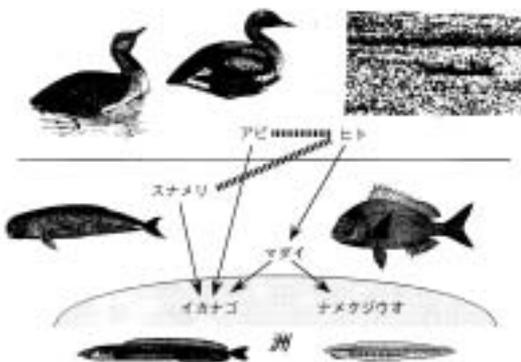


固有種・希少種の貝の数々

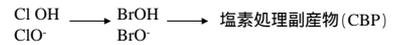
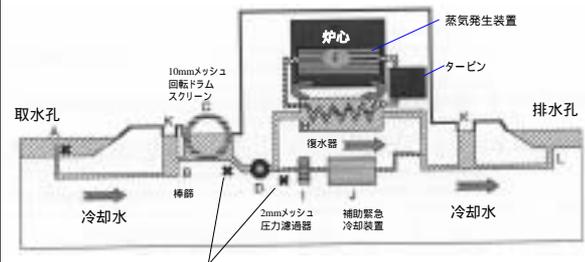
瀬戸内海の生物多様性ホットスポットと、そこに迫りつつある危機



鳥つき網代とすなめり網代の海



発電所の水冷システムと塩素処理



上関原子力発電所建設の問題点

- 放射能漏れの危険
- 温排水の影響
 - イカナゴなど冷水性の生物に大きな影響
 - 温度耐性の強い生物の大増殖(クラゲの増殖)
- 冷却水の塩素処理の影響
 - 多くの生物に致死効果(生物多様性の低下)
 - 塩素耐性の強い生物の大増殖
 - 水産資源の化学汚染(塩素処理副産物の発癌性)
- 高温と塩素処理の複合作用
 - 生物多様性の著しい低下
 - 生態系への甚大なる波及効果
 - 広島湾のカキにまで影響が及ぶ可能性
- 予定地が内海であるという致命的欠陥
- 予定地が瀬戸内海の生物多様性ホットスポットであるという致命的欠陥

7

貴重な自然 - しかし、

中国電力による環境アセスメントは極めて杜撰、貴重性を過小評価

繰り返し要望を提出

2001年7月3日 武部農林水産大臣・平沼経済産業大臣・川口環境大臣あて
日本生態学会上関原発要諦書アフターケア委員会(委員長:鈴木和雄)

「上関原子力発電所(1、2号機)に係る環境影響評価書」についての見解

環境影響評価の基本を満たさず、予定地の自然の豊かさを適切に把握できていない。これに基づいてもし開発が着手されれば、極めて特異な生物多様性を有する貴重な自然生態系を破壊し、将来取り返しのつかない禍根、歴史的汚点を残す。 8

共有地の裁判

訴え

原告-四代地区の住民4人

被告-中国電力 他

「入会権存在、全員の同意なしには売却できない」

一審判決

「所有の移転はありうるが、入会権は存在」

「土地を入手しても開発できない」

9

二審の争点

被告側

「急峻で人が行かない、利用はなかった」

「原生林である」

原告側

「利用の事実を証明」

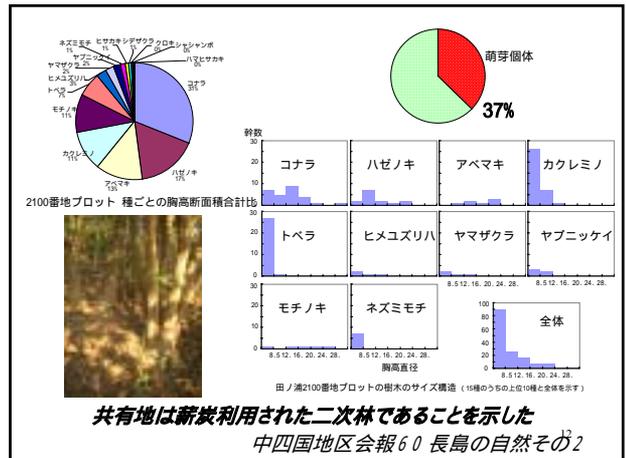
「生態学の目で言えること？」

現在の林の構造

10



共有地(3ヶ所)



しかし—中電側の反論 愛媛大・江崎次夫教授 意見書

- ・ 係争地はマツ林だった(枯れ株がある)
 - ・ 表層崩壊があった 一次遷移途上である
 - ・ 根元から幹分かれしているのは、人が伐ったのではなく、台風時に幹折れしたり、上のマツが枯れたあとに倒れて折ったものだ
 - ・ 成長錐の技術に疑問がある
 - ・ 保全上問題のある急斜面で利用する必然性がわからない
 - ・ ビヤクシンの切り株は盗伐のあとである など
- これらの意見に反論を行いました

13

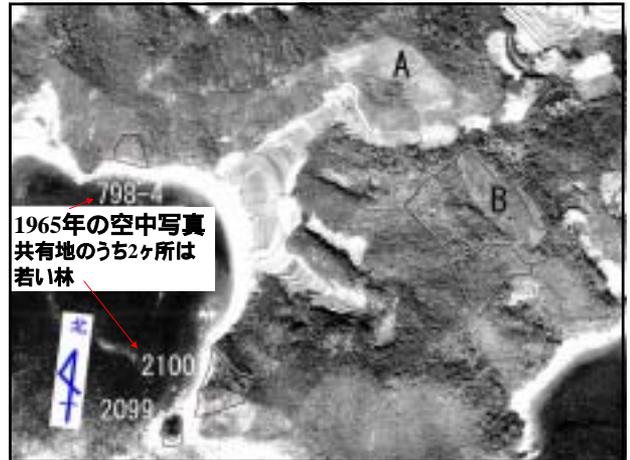
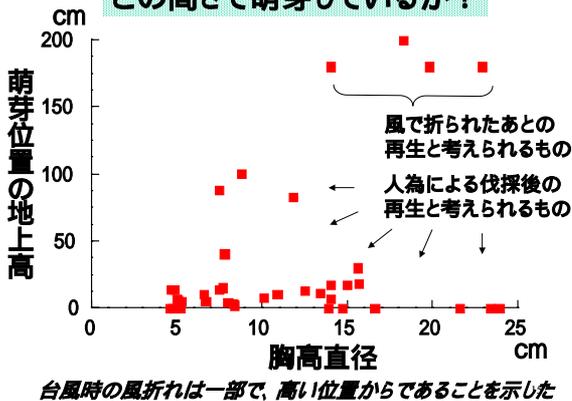
台風による
幹折れと
高い位置からの
萌芽

ヒメユズリハ
高さ3mのところ。
尾根近くの風当たり
強い立地。このよ
うな形から再生した
と考えられる木もす
ぐ近くに見られた。

(根元から折れる
のはごまかで、幹
が腐っている場合、
折れ口は斜め)



どの高さで萌芽しているか？



その判決は？

二審(広島高裁)は原告側敗訴(1995年10月)
理由の一つ:「30年間利用がなかったから林の入会権は消滅した」(争点になっていなかったこと、前例のない判断、定着すれば全国で混乱)

しかし「共有地の林は薪をとるために継続的に伐採・利用されてきた」点は完璧に認められた。
(江崎教授の意見は採用されず。)

最高裁への上告、神社用地の裁判に重要な意味をもつ。「里山の生態学」の成果

17

控訴審判決—「入会権の時効消滅」

2005年10月20日 広島高裁は、
共有地が薪炭林として利用されてきた林であること
を認めた(江崎意見書を否定、私たちの意見を採用)

が...

- 1) 共有の性質を有する入会権が、地役の性質を有する入会権に変化した
- 2) 地役の性質を有する入会権には20年という時効が適用される
- 3) 問題の共有地が伐採されなくなってすくなくとも30年はたつことから、時効により地役の性質を有する入会権が消滅しているとみなされる

18

前提

入会権には2種類がある。

1. 共有の性質を有する入会権
2. 地役の性質を有する入会権

それぞれ、民法263条と民法294条で別の権利として規定されている
(わかりやすい例えでいえば、1. は分譲マンションの権利、2. は賃貸マンションの権利)

19

最高裁の判断を注目

今回のように、開発をもくろむ側が、予定地の中で共有入会権を有する者の一部の同意をとりつけて、共有地の改変と開発の既成事実を作ってしまう、というような

わが国の「人と自然」の未来にとってきわめて悪質な手法を、司法が容認してしまうかどうか、の分かれ目となる重要な判断なので、注目していく必要がある

20

里山林の未来にも暗雲

万一、このような政治的な判決が確定するような事態になれば

例：田舎にUターンをした人が、共有林を利用しようとしたとき

その権利は時効により消滅しているとみなされる事態も憂慮される。

21

里山保全運動への反省点

里山にかかわるとりくみや自然保護運動の中で、民法の定めている二つの入会権の区別とそれぞれの意味をしっかり理解しておく必要がある

法律で使っている言葉や概念を理解することが、法律家や弁護士との協力態勢の出発点であり、今後の望ましい里山保全への出発点

22

「詳細調査」ボーリング予定地点



詳細調査の名のもとに進む破壊

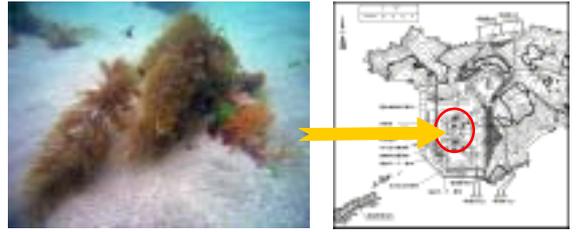


台風13号ボーリング台船漂流による海底破壊

中国電力は「海底海中についても特別な変化がない」としていますが、海底には、岩が削られた痕、割れ目、割れて崩落、散乱した岩などがみられます



海藻スギモクを瀬戸内海で30年ぶりに発見



2006年5月～8月に、長島・田ノ浦の埋め立て予定地内の海底で、日本海由来の海藻、スギモクの群落が確認された。スギモクは朝鮮半島沿岸と日本海に分布する1属1種の日本海固有種。分布の南限に近く、日本海から最も離れた場所であることで重要である。(日本海からは今までに大分県延島、下関市彦島から報告がある)。これは中国電力によるアセスメントには記載されていない。その経緯を公表し再調査を行うべきである。スギモクの分布範囲は広いが、生育環境が限られ、水深1.5mまでの砂が深く堆積することのある基盤に長径50cm程度の凸部が点在し、塩分の低下で生じることがあるという条件の場所に群落を形成する(新井 1998)。この場所から澄んだ淡水が湧き出していることも指摘されており(菊池 2007、生態学会54回大会発表)、生育環境自体を保全する必要がある。

中電、カクメイ科貝類発見を4ヶ月も隠蔽

中国電力は、1号機炉心予定地近くで、カクメイ科貝類を発見していたにもかかわらず4ヶ月以上も県に報告していませんでした。その報告も、長島の自然を守る会が11月27日の申し入れ要請で、ヤシマシシ近似種の調査進捗状況を要したのに対し、県が事前照会してようやく明らかにしたのです。環境影響評価で中国電力は、カクメイ科貝類について国や山口県知事から、工事の事前事後について調査を行い保全対策を講じるように指示され、ホームページ上でも宣伝するなど(下図参照)し重要視してきたはずですが、確認地点を埋め立て予定地からはずし、計画を見直すべきです。

【上関原子力発電所(1,2号機)に係る環境影響評価中間報告書の概要 (中国電力ホームページより)】



調査の結果

- カクメイ科の貝類は、本調査で計4地点に発見され、計50個体が確認されました。
- 発見地点は埋め立て予定地から約100m離れた場所です。
- カクメイ科の貝類は、埋め立て予定地から約100m離れた場所です。

保全対策

- カクメイ科の貝類は、埋め立て予定地から約100m離れた場所です。

中電が7月に確認した場所は炉心予定地のすぐ近くようです